

議会運営委員会記録

令和6年8月1日（木）

開議 08時58分

閉議 10時42分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員（代理：沖田議員）、
大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記
-

議 題

- 1 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて
（広報費の導入について） 資料1
- 2 オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて 資料2
- 3 令和7年度議員改選に向けた議員定数について 資料3
- 4 令和6年6月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について 資料4
- 5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[8 時 58 分 開議]

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。なお、村木委員が欠席のため代理として沖田議員が出席されている。

1 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて
(広報費の導入について)

○柳楽委員長

資料1を参照されたい。各会派で協議いただいた内容の報告をお願いしたい。

○三浦委員

広報費の導入について山水海は、経費は2分の1以内としてその条件は特に定めなしとなった。

○大谷委員

上限が全てとなるといかなものかということもあって、他の費目等のバランスを考えると4分の1程度が妥当ではないかという意見があった。併せて負担割合については、多くが3分の1程度になっていることを踏まえると3分の1という意見があった。

○肥後委員

インターネット上で住民意見が取り入れられるシステムということでイシューズというものがあつた。これは住民の方が、例えば浜田市議会の議員がこういった意見を持っているということが出てきて、登録した住民が賛成・反対、もしくは何か意見を送れるもの。名前を明かさなくてもそういったやり取りができるシステムになる。案分については2分の1から3分の1、全額だと月額8,778円だったと思うが、どうしても議会としてなのか、議員としてなのか、そこは図りかねるところが出てくるので、全額というのはいけないのではないかという判断である。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、対象とする経費については広報チラシとホームページ作成で、案分割合は2分の1ということである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

各会派から内容について報告いただいた。他の会派の意見について何か確認はあるか。私から確認だが、肥後委員が言われたイシューズは私もスマホなどでその関連のものを見たことがある。この部分は広報費よりも広聴費かと思ったのだがどうか。

○肥後委員

私はまだ試してないのだが、広聴の部分で今言われる部分がメインに出ているが、オプション料金を支払うことによって広報や自由意見を上げることもできると読んだ。

○柳楽委員長

ほかに何か確認したいことはないか。

○三浦委員

超党みらいが上限額6万円と提案されているが、ほかの費目についても上限額を求めていくと考えているか。今は特段、それぞれ何に使ったか経費の費目はいろいろあると思うが上限はない。今回広報費を導入して上限を設けた場合、ほかの費目も同様に上限額を設ける考えか。

○大谷委員

ほかのところに上限を設ける考えではなく、広報という新しい考えの中で、それに全額使うのはいかがかという発想で、差し当たりスタートに当たっては4分の1程度までは大丈夫かと。多くの方は調査研究に多く使用されているかと思うが、その辺のバランスを考えると広報だけで全額ということにはならないだろうから、一応上限設定はあっても良いかという発想である。

○柳楽委員長

ほかに確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

特にないようなので、まず広報費の対象とする中身を確認したい。今上がっているのが広報紙とホームページとイシューズというシステムということだが、まず広報紙の導入については皆よろしいか。特に問題ないか。

(「なし」という声あり)

広報紙に関する費用は広報費として導入することに決定する。ホームページの活用についてはいかがか。ここも特に問題ないということによろしいか。

(「なし」という声あり)

特にないようなのでホームページに関する費用も広報費として導入することに決定する。システムだが、どういうものか皆が細かく分からないということがあればと思うので、暫時休憩する。

[09 時 07 分 休憩]

[09 時 18 分 再開]

○柳楽委員長

委員会を再開する。先ほどの創風会から出してもらっているイシューズについて資料を少し拝見した。このことについては本日話をいただき資料を確認したのだが、細かいことについて少し研究や確認しないといけない部分があるかと思うので、今後研究していく形にさせていただきたいのだが、それによろしいか。

(「はい」という声あり)

では、この部分についてはそのようにさせていただきたい。今のところ各会派から出されている広報紙とホームページは広報費として導入ということで。牛尾議員、議員全体に関わることなので、広報費として、広報チラシやホームページに活用ということでもよろしいか。

○牛尾議員

皆の判断に従う。

○柳楽委員長

まず広報紙についてだが、こういった使い方をするか細かい部分を決めておかないといけない。例えばこれまで問題になっているのが写真の大きさや政党に関わるようなことは中に入れてはいけないといった細かいところがあると思う。そこについて意見を伺いたい。

先に案分について決めようか。各会派からの意見としては2分の1というのが多かった。3分の1という意見もあった。2分の1にするか3分の1にするか。

○大谷委員

個人の活動と議会の活動の境目というのはなかなか難しい面もある。そういう意味で写真の話も出た。そうした観点からするに、厳し目の設定のほうが市民理解はより得られやすいと思った。理解が得られるなら案分割合にこだわらないが、いずれにせよ個人の活動と議会の活動の境目をしっかりする必要はあると思っている。

○柳楽委員長

今の意見だと、使い方の部分をしっかり決めておけば2分の1でも良いのではないかという捉え方で良いか。

○大谷委員

その際には当然上限設定もしたほうが良いというのが我々の認識である。上限なしとなれば24万円全額を制度上使えることになるので、そういう制度を市民に提示すること自体がどうなのかといった感覚もあったので、一応上限設定をさせてもらった。これも初めてのことなので、やっていく中で緩和することは当然あり得ると思っているが、厳し目のスタートのほうが市民理解は得やすいと考えている。

○柳楽委員長

例えば2分の1にした場合はやはり上限額を決めておいたほうが良いとの意見があったが、上限額を設定することについてはいかがか。

○三浦委員

上限額を設けるという意見の根拠や考え方は理解できるのだが、全体の中でこの費目だけ上限を設けるとするのは少し違和感を持つ。同じように認められる経費なので、各議員が何に使うかは今も判断が委ねられている。広報費を認めるのであれば、与えられた24万円の中で各議員が判断すれば良いのではないかと考える。

○松井次長

上限の話なのだが、費目ごとではないが細かい経費について上限を設けているものがある。例えば調査研究費の中のインターネット使用料は経費の3分の1以内で、年

間上限1万円以内。タブレット端末使用料も同じく3分の1以内で上限1万円以内である。資料作成費の事務用品・消耗品についても3分の1以内で年間上限額1万円以内としている。

○三浦委員

それはただ一つ一つの項目についてである。これは費用全体に係る話なので。今の話は参考にさせていただきながら、広報費の上限の考え方は考えていく必要がある。

○柳楽委員長

上限額を設定することについてはよろしいという考え方で良いのか。今出ているのは2分の1までは認めるというものと、超党みらいは2分の1にすることは可能だが上限額は設定しておくべきではないかとのことだったので、上限額を設定する考え方についてはどうか。

○三浦委員

ホームページの管理運営費及び制作に係る費用は上限6万円なら6万円、広報費の中の1個1個の費目でそれはこれだというのは分かるが、広報費というものに対して掛けるのは、今のルールは、調査研究費など全体の大きい項目に対して上限が設定されているというのはあるか。ないはずである。

○柳楽委員長

上限額を設定するというところの細かい項目として議会広報印刷費ということで超党みらいは上げられていると思う。

まず、経費をどこまで認めるか。2分の1ということで良いかどうか、広報費についてもホームページについてもだが、今皆で確認してこの部分の導入は認めてもらったので、賛成の方は挙手をお願いしたい。

○川上委員

必要経費の2分の1か。

○柳楽委員長

はい。その上で先ほどあった上限を定めるのかどうかがあると思う。いかがか。

○大谷委員

次長から補足してもらったように、広報印刷費に対しては今ここにある案分で設定して提案させてもらっているのが現状である。ホームページについては、ホームページの運用の中でどの程度、個人の活動と議会の活動が案分しにくい面が当然あるかと思っていたので、その意味では先ほどから言っているように厳し目設定のほうが市民理解は得やすいという発想で上げさせてもらっている。どの部分は2分の1まで良いかということについても、その条件を提示してもらわないと簡単に言われても賛同しにくい。

○牛尾議員

報酬審の答申の中にも、特に政務活動費を広げることについては議員力を上げてほしいということが書かれていた。ホームページを作るところから広報費に一定以上のお金をかけるというのは、議員力と関係なくはないだろうが、本当に議員力を付け

て市民に還元できる働きができる能力を付けることがおそらく優先されて枠が広がったと思う。その本旨を外して、ここまで良いかといった議論は違うのではないか。

○柳楽委員長

当然、牛尾議員が言われるように議員力、議会力を上げることが市民から求められていると感じる。ただ、やはりこの導入を決定するに当たっては上限やどの程度案分するかは細かく決定しておかないといけない部分だとは思っている。

超党みらいは議会広報紙についてのみ案分割合は上限設定を出されており、ホームページについては特に出されていないし、創風会も広報チラシやホームページについては特に上げておられない。広報紙とホームページは決定した。したがってこれについてそれぞれ案分割合や上限設定を、必要であればいくりにするのか、また会派で協議していただくということではよろしいか。暫時休憩する。

[9 時 23 分 休憩]

[9 時 44 分 再開]

○柳楽委員長

委員会を再開する。それでは、まず本日決定したのは広報紙等とホームページ等ということで、ここには広報費として導入するというで決定させていただいた。今後、経費の案分部分と、上限を設けるのかどうか。また上限を設けるならいくりにするのか。あと、資料の中にある検討事項で赤字部分がある。そこを基準に考えて、この内容について詳しく会派で検討して意見を出していただきたい。そういった進め方でよろしいか。

(「はい」という声あり)

また事務局で、こういった記載という形のものを送らせていただいたほうがよろしいか。そのほうが間違いがないので、そういった形で書式を用意させていただくのでよろしく願います。

2 オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。この件については現状の処理方法について、山水海、超党みらい、公明クラブには追加の報告をお願いしていた。それについて各会派から説明をお願いします。

○三浦委員

陳情の処理方法については、受け付けた陳情を正副議長及び議会運営委員会の正副委員長によって振り分けをしていただき、各委員会へ送付する。単純にこの段階では振り分けるのみで良いのではないかと考えているが、振り分けられた陳情は委員会開催時に各委員会において議題としてどのように扱うか判断していくという処理方法を考えている。陳情者への返し方については、各委員会での審議の内容、ここに例を

挙げているが、今後の参考とさせていただく、あるいは文言を所管事務調査として対応させていただくといった委員会の検討結果を戻す形を考えている。

○大谷委員

出てきたものは基本的に審査をする方向ではあるが、内容によって問題があるものについてはフィルターを掛けるかのように整理していくことが必要というのが基本的な考えである。したがって常にある取扱基準の中において、振り分けに悩まれていると聞いてはいるが、その部分の整理がもう少しできればもっとやりやすくなるのではないかという意味で、とりわけ1番目にある不明瞭という部分については、どういうことが不明瞭なのか、もう少し内規のように整理していくのは、意味があることではないかと感じている。その意味において、題目と中身がずれているかのようなものを感じたことがあるし、働き掛け先についても少し違うのではないかと思うものもあったかのように私は記憶している。さらに(2)、本人に関わることも過去出ていたかと思うが、黒塗りにするような内容については、公開についてもいろいろな懸念を生じてくると思うので、そうしたことについては配付のみで良いのではないか。3番目についても、メール等の陳情も受けることになるので、どこからメールが来るかということも懸念される。浜田市に全く関係ない方々の意見は参考として聞くだけで良いので配付のみで良いのではないか。4番目の、本人の心情に関わるような報道等については議会で決めたとしてもどうなるものでもないもので、議会活動でできないこと、これも取扱基準の中にはあると思うが、もう少し明確化していくことが必要ではないかという意味で(4)を決めている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、取扱基準の修正案というところで、これまでも話しているように特定の個人に対して何かしらの行為を求めるような陳情がこれまでもあったので、そういったことはなかなか議会で決めるのは難しいと思っている。その項目を追加してはどうかと考えている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○大谷委員

②の書式についての提案説明が落ちていた。これについては当市にしても出雲市など他市においても、同等の書式が掲載されているのでそれを参考にさせていただきたい。条件的なことについては、A4サイズ1枚に収めていただく中で、簡潔にその意図を示していただくよう枠の設定をしたほうが良い。民間企業を見ても、他の行政機関においても、基本的にワンペーパーで簡潔に物事を処理するのが基本かと思うので、そうした流れもあるかと思う。参考資料めいたものを別途添付していただくことは構わないが、請願書・陳情書についてはA4サイズ1枚にまとめていただくのがよろしいのではないか。

○柳楽委員長

三つの会派から説明いただいた。今報告いただいた内容について質問や意見があればお願いします。

私から確認したいのだが、超党みらいの意見の中で、受付から審査までの流れはこれまでどおりでよろしいということか。

○大谷委員

そのように考えている。

○柳楽委員長

皆から確認することはあるか。

○村武委員

超党みらいの①の(3)だが、浜田市内に居住せず通学・通勤・活動もしていないところだが、居住しているかどうかは住所の記載から確認できると思うが、通学・通勤の有無を確認するには、学校名や勤務先を書き添えていただくのか。

○大谷委員

そこまでの書式についてはここでは明確にしていらないが、本人確認をするヒアリングの中で確認できるかと思う。

○柳楽委員長

ほかにはないか。これまで同様に意見としては全て審査する、または審査せずに全議員で共有するというに分かれている。オンラインでの受付を行うように決定しているので、できるだけ早めに審査するのかもしれないかは決定していきたい。村木委員が欠席されているので、この状態で採決するかどうかということもある。

○三浦委員

この前の委員会でも申し上げたが、陳情の取扱基準というのがあって、これを細かくどんどん追記していくのは難しいと思う。ある程度基本的な陳情の意図を酌み取る、陳情というのはこういうものなので、それに大幅に異なるものは大体の基準で精査していく必要はある程度あると思うが、一つ一つの陳情者の意図や書きぶりなどによってこちらが細かく判断するのは難しいのでは。新たに基準を修正していく方向性ではなく、基本的には受け付ける。創風会は全部受けて審査するスタンスで、我々も全部受けてその後委員会がどうするか、採択・不採択という基準ではないやり方で受けようというのが考え方で、少し手法は違うが、そういう意味では似ている部分があるのではないかと思う。1個1個の陳情を議長団と議会運営委員会の正副委員長とで細かく精査するのは大変だという印象が拭えないのだが、そこは公明クラブや超党みらいはどのように考えているか。

○大谷委員

常に考えているのは市民サイドから見てどうなのかということである。ある項目については審査された、ある項目については報告の扱いになったという事柄がないようにしなければいけない。そういうことが出てきたときに、信頼感を失う懸念があるのではないので、その意味において、市民に示している基準については細かく基準

項目を示しきれない面はあると思う。他市と比べてみても当市は確かに基準項目が多いので、さらに加えるのはなかなか難しいと思うが、歴代の議長団と議会運営委員会の正副委員長がどういう判断でどのように判断していたかという事例集は残せると思う。過去の事例を基にしながら、記録が残っていれば新たに任に就かれた方も事例を見て、情勢が変わるので判断も変わる向きはあろうかと思うが、過去の事例に基づいてよりの確な判断につながろうと思う。そうした面でも記録を残すために、内規にするのか、いろいろな意味での整理はできるかと思うし、その方向がよろしいのではないかと考えてこのような提示をしている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

何でもかんでも基準の項目を増やす考えはないが、やはり最低限ここは示しておかないと難しいということは、私も今回このような立場で審査するかどうかを検討する中で、ここはやはり決めておく必要があるということもあるので、そういったことを追加するのは、審査することになればやはり必要かと思う。何でもかんでもではなく、本当にこの部分は外せないという項目を追加する必要があると思っている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

ほかにはないか。山水海の、陳情者への返し方について。今後の参考とさせていただく、または今後所管事務調査として対応させていただくといった返し方ということだが、委員会に振り分けられた時点でのことということで、その後については所管事務調査で対応となれば、どういう対応をしていくのか、どういう対応をしたかはまた返されるのか。

○三浦委員

今、採択・不採択の結果を通知していると思うが、それと同じである。仮に採択した陳情があり、それに対して所管事務調査をやっていくとなったとき、陳情の項目について委員会がどう対応して現状がどうなったかを、その後逐一報告することは今のところしていない。それと同じである。

○柳楽委員長

所管事務調査等で取り上げないものについて、審査の際に反対したものについては、こういう理由でといった通知をしている。それについても、こういう理由で特に取り扱わないといったことは返されるのか。それともそういうことも返さないのか。

○三浦委員

取扱いがどういう背景だったかは返す必要もあると思うが、今は採択・不採択の考え方や、一応基準が設けられているが、陳情審査のときに、なかなか委員の判断がそれぞれになっているという状況もある。意見として何うということ返せば、こちらがないがしろにしているといったことではなく、議会に届けられた声としてきちんと

と受け取って、今後議会として追及していくかどうかの判断が委員会に委ねられているということなので、委員会は意見としては何うが所管事務調査として今後どうしていくといったことがあるかないか、そういう差なので、それはなぜそうなったのか理由を戻してあげれば良い。ただ、1個1個審査するかしらないかは、我々は、審査して採択・不採択の結果を戻すよりは、それをどう扱うかのほうが大事なので、陳情は審査しなくても良いのではないかとこのころに基づいているという意味合いである。この流れで言うと、採択・不採択と審査をする・しないがあまり変わらない感じになっているが、いただいた意見は全て受け止めれば良いのではないかとこのころである。

○柳楽委員長

何か皆から確認することはないか。これまで、配付のみとよく言っていたが、そういう形とはまた具体的に違ってきていると捉えている。審査するのか、審査せず全議員に共有するのかという決定はしていきたいと思っているが、先ほども申し上げたように本日は採決を避けたい。今具体的に三浦委員からも話が出たので、そういうところも含めて各会派でまた検討してもらって、次回は決定させていただきたい。しっかり会派の意見をまとめて出席していただけたらと思う。よろしいか。

(「はい」という声あり)

よろしく願います。本日の内容は会派で共有していただき、また次回以降の委員会で協議していきたい。

3 令和7年度議員改選に向けた議員定数について

○柳楽委員長

資料3を参照されたい。今現在1名欠員で、21名でやっていて特に不具合はないので、そのままで良いのではないかとこのころ意見、また、各常任委員会6名ずつプラス議長で、19名で良いとこのころ意見、現状の3常任委員会7名ずつプラス議長で22名とこのころ意見があった。その中で現状の22名で、議員の資質を高め議会力を高めていくことに力を入れたほうが良いとこのころ意見、それぞれあった。各会派から協議結果を報告していただきたい。

○三浦委員

会派の中で1本の意見にまとまらず2案書かせてもらっている。一つは現状を維持する。今の委員会構成で変わらなければ3常任委員会7名の体制と議長とで22名。現在の活動を担保するという意味合いで、これくらいの人数があったほうが良いのではないかとこのころ意見を持っている議員がいる。その一方で、人口減少も進む中でこの定数を現状維持していくのはどうなのかとこのころ意見も皆持っている状況である。これまでの委員会の状況などを伺う中で、6名でも活動できると考えれば6名ずつの3常任委員会プラス議長で19名でも今の議会活動はできるのではないかとこのころこと。もう少し議論が必要ではないかとこのころこと、今回は2案出した。

○大谷委員

基本的に浜田市議会の活動についてはそれなりの評価をいただいている状況があ

る。人口減少は確かに進んでおり将来的には当然あり得る話とは思いますが、次の改選期においてはその必要性はないと判断している。そもそも前回定数減になったときの基本となっている委員会構成、常任委員会7名ずつの役割について評価が基本的に検証できる状況ではない。それに対してきちんとした評価は出てないが、基本的には良い評価になっているかと思っている。議員定数と人口の表を基にして出してみると、松江市や出雲市は確かに多いが、それ以外だと当市が一番良い状況である。その状況が他市と比べて悪いのであれば確かに議員定数削減の必要はあろうが、そうになってない状況の中ではその必要性はないし、議会の機能の一番大切なポイントの一つでもある監視機能を維持するという意味でも、ある程度の人数があって、たくさんの目で執行部を監視する。さらには市民が広聴していくという意味でもそれなりの人数は必要である。前回から特段大きな差がない中では基本現状維持で良いのではないかと。

○川上委員

創風会は22名と19名と両論ある。22名というのは、現状どおりで良いのではないかと。あと19名は、議長プラス3常任委員会6名ずつ。確かに総務文教委員会は6名でされているので問題はないと思うが、ただ、7名いると議員単独の負担は減るので、その点について違うのみである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、前回のアンケートなどを見ても議員が何をやっているのかよく分からないといった意見等も多かったことを踏まえて、議会力を付けるなどいろいろな取組を積極的にやる形になってきている。そういうことも含め市民の負託に応えるための議員の資質向上や議会評価するということを、次期改選後も優先的に進めていって市民の理解をいただくことも必要かと思っている。定数は一旦減らすと、少なくなり過ぎたとしても増やす方向で戻すのは厳しい面もあるかと思う。現状の22名でしっかり市民のためにいろいろなことを学んで検討しながら進めるのが良いのではないかと。

○永見副委員長

進行を交代する。

○芦谷委員

総務文教委員会の話が出たので。現行与えられた6人で精いっぱいやっていて、その結果として機能的に問題ないと思っている。かつて福祉環境委員会もそういう状況があったが、今考えてみるとこれだけ議会に負荷が掛かる時代なので、いたずらに6人でやっていて大丈夫だと安直に考えるのではなく、今まで7人でやってきた時代もあるので、しっかりその辺を取り上げていただき、何とか現行のままでやるのが良い。

○柳楽委員長

牛尾議員、これまでも意見をいただいていたが、何かあればお願いします。

○牛尾議員

大方22名という意見を出されているのでとりあえず賛同したいのだが、ただ一つ、

松江市議会の決め方が気になっている。松江市議会は現行34名の定数で、3名欠で31名で回っているから31名にしようと思ったと聞いている。当市は21名で回しているのは事実なので、積上げ方式とは離れるが思い切って21名という定数でも良いのではないか。総務文教委員会は議長入れて8名、福祉環境委員会6名、産業建設委員会7名で21名。そういう考え方もあるのではないか。

○柳楽委員長

各会派の意見に対して何か質問等あればお願いします。いろいろ意見を伺う中で、やはりどの定数が正解なのかはなかなか分からないという意見が多かったと思う。人数が決まってしまうともうそれでやるしかないということもある。

○沖田議員

会派で定数の話をした際、先ほど牛尾議員も言われた21名という数字がすごく気になった。要するに22名から21名になってどのような不具合があったのか、またはなかったのかという話である。そこが明確にできないのに、22名に戻そうと即決できる話ではない気がしている。今回22名に戻すのは理解が得られないし、どうなのかという思いがある。

○川上委員

議員定数が減るということは、減った分の仕事しかできないということになる。19名にしたら19名分の仕事しかできないことを心配している。

○柳楽委員長

19名という意見が出ているが、それについて何か意見はないか。単純に計算して3常任委員会6名ずつでプラス議長。多分19名という数字が出たということは、当然やれるだろうというところなのだと思う。できればここも意見をまとめさせていただきたい。皆の同意をもって決定していただきたい。

○芦谷委員

山水海も創風会も2案あって、それらを整理すると最大公約で現行22名である。ここで決を採るなら、最大公約数でやったらどうか。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

[10 時 24 分 休憩]

[10 時 40 分 再開]

○柳楽委員長

委員会を再開する。議員定数については先ほどから意見が出ているように、22名、19名という意見があり、それぞれの理由について委員間で納得できるような内容になっていないとのことなので、次回の委員会では他会派委員にしっかり説明して納得いただけるような説明をしていただきたいと思いますので、会派で協議いただき、各委員の意見をしっかりまとめて出席いただきたいと思います。よろしくお願いします。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

4 令和6年6月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

○柳楽委員長

資料4を参照されたい。6月定例会議中に提出があったアンケートについては資料のとおりである。ご確認をお願いします。

5 その他

○柳楽委員長

そのほかに委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ここで1点お知らせである。以前からお伝えしていたが、第2回議会運営委員会主催の議員研修会を、8月19日月曜日の13時30分から全員協議会室で行う。内容についてはハラスメントについて考えるもので、浜田市人権同和教育啓発センターの中川先生にお願いしている。当議会では人権に関する研修を毎年実施することとしている。タブレットを持参し時間までにお集まりいただくよう、会派でもお伝えいただきたい。

次回の議会運営委員会の日程を確認する。今回は8月26日月曜日10時から全員協議会室で開催する。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[10 時 42 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 柳楽 真智子